

令和8年1月八幡平市教育委員会定例会

日 時 令和8年1月27日(火)
午前10時00分から
場 所 八幡平市役所2階庁議室

次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1)各課から報告
 - ① 教育総務課
 - ② 教育指導課
 - ③ 文化スポーツ課
- 4 付議する事件
 - (1)議案第1号 令和8年度八幡平市教育行政運営基本方針と重点演述について
 - (2)議案第2号 令和7年度八幡平市教育委員会児童生徒表彰の被表彰者の決定について
 - (3)議案第3号 八幡平市教育委員会教育長の辞職の同意について (非公開)
- 5 その他
- 6 閉 会

会議名 令和8年1月八幡平市教育委員会定例会

日時 令和8年1月27日(火)
午前10時00分から 時 分まで

場所 八幡平市役所2階庁議室

出席者 教育長 星 俊也
委員 羽沢 憲英
委員 松田 育恵
委員 小野 永喜
委員 田村 沙和子

説明員 教育次長兼学校給食センター所長兼図書館長 工藤 輝樹
教育総務課長 坂本 譲
教育指導課長兼教育研究所長 田代 英樹
文化スポーツ課長兼博物館長 東本 茂樹

事務局 教育総務課長補佐兼学校給食センター副所長兼図書館副館長 羽澤 りち子

傍聴人 人

議案第1号

令和8年度八幡平市教育行政運営基本方針と重点演述について

令和8年度八幡平市教育行政運営基本方針と重点演述について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和8年1月27日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和8年度八幡平市教育行政運営基本方針と重点演述を決定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第2号

令和7年度八幡平市教育委員会児童生徒表彰の被表彰者の決定に関し議決を求めることについて

令和7年度八幡平市教育委員会児童生徒表彰の被表彰者について、別紙のとおり決定したので委員会の議決を求める。

令和8年1月27日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和7年度八幡平市教育委員会児童生徒表彰の被表彰者を決定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和7年度 八幡平市教育委員会児童生徒表彰受賞者一覧

1 スポーツ部門

令和8年1月22日現在

番号	氏名又は団体等名	所属	区分	学年	成績・取組内容
1	さいとう ゆめか 齋藤 夢華	寺田道場 (平館小学校)	個人	1	①第37回わんぱく相撲盛岡場所 女子1年生の部 横綱 (優勝) ②第36回知事杯争奪岩手県下学童相撲大会 個人戦 1年生女子 優勝 ③第47回岩手県学童相撲大会 個人戦 1年生女子の部 優勝
2	いのうえ ゆうが 井上 湧雅	寺田道場 (平館小学校)	個人	2	①第37回わんぱく相撲盛岡場所 男子2年生の部 横綱 (優勝)
3	ささき りつ 佐々木 律	寺田道場 (寺田小学校)	個人	1	①第37回わんぱく相撲盛岡場所 男子1年生の部 横綱 (優勝)
4	ただた だいき 武田 大輝	西根中学校	個人	3	①令和7年度東北中学校体育大会 第47回東北中学校スケート・アイスホッケー大会 スピードスケート競技 男子3000m 第3位
5	ただた こうだい 武田 暁大	西根中学校	個人	1	①第58回岩手中学校スケート大会 スピードスケート競技 男子500m 第1位 男子1000m 第1位
6	さいとう こうき 齋藤 煌生	寺田道場 (西根第一中学校)	個人	3	①第22回全国少年相撲選手権大会 個人戦 中学生 男子 第3位
7	ささき ひると 佐々木 大翔	寺田道場 (西根第一中学校)	個人	3	①第72回岩手県中学校総合体育大会 相撲競技 個人選手権 第1位
8	てらだどうじょう 寺田道場	寺田道場 (西根第一中学校)	団体		①第72回岩手県中学校総合体育大会 相撲競技 団体戦 第1位 ②令和7年度東北中学校体育大会 第46回東北中学校相撲大会 団体戦 第3位
9	たかはし ゆずき 高橋 柚輝	松尾中学校	個人	3	①第75回岩手県中学校スキー大会 男子ジャイアントスラローム 第1位
10	ふじた ゆな 藤田 結愛	松尾中学校	個人	1	①第75回岩手県中学校スキー大会 女子ジャイアントスラローム 第1位

計 個人9、団体1

2 文化部門

番号	氏名又は団体等名	所属	区分	学年	成績・取組内容
1	ひらの りんか 平野 鈴花	田頭小	個人	4	①第71回青少年読書感想文岩手県コンクール 小学校中学年の部 課題読書 最優秀賞

計 個人1、団体0

※ 1月下旬に東北中学校スキー、2月上旬から全国中学校スキーが行われます。結果により、候補者等追加になる可能性があります。

改正

平成31年3月29日教育委員会告示第4号

八幡平市教育委員会児童生徒表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八幡平市立小中学校に在学する児童生徒の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、当該年度に文化及びスポーツ活動において優秀な成績を収めた児童生徒個人又は団体に対し行う。

(表彰の手續)

第3条 校長は、八幡平市教育委員会児童生徒表彰受賞候補者推薦書(別記様式)により教育委員会に推薦する。

2 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを審査し、表彰の可否を決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年2月に行うものとする。ただし、必要に応じ随時行うことができる。

(表彰録)

第6条 被表彰者の氏名又は名称、表彰の対象となった事績その他必要な事項は、表彰録に登載し、永久に保存するものとする。

(取消し)

第7条 教育委員会は、表彰を受けた者が不名誉となるような行為をしたと認めたときは、その者を表彰録から抹消し、その表彰を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年1月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月29日教育委員会告示第4号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。